

# 河内長野市への要請内容と回答

## 1. 雇用・労働施策

### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

### (回答)

商工観光課の地域就労支援センターで専任のコーディネーター及び担当職員が、庁内関係各課及び関係機関と連携し就労支援を実施しております。今年度は、大阪府だけでなく府（JOBプラザOSAKA）のキャリアデベロップメントアドバイザーによる出張相談（「出かける支援」）とも連携をとり支援の強化に努めております。

例年9月にハローワーク河内長野管内市町村で開催しております「求人・求職情報フェア」に、府による「高齢者雇用促進フェア」を同時開催し、就職困難者等の雇用・就労につなげてまいりました。

また、緊急雇用対策事業の有効活用や、雇用創出施策、離職者に対する教育訓練からの再就職支援等について、府やハローワーク河内長野等とさらなる連携を図り、雇用の確保・拡大に努めてまいります。  
(環境経済部)

### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

### (回答)

大阪府（地域就労支援事業推進協議会）・大阪労働協会等各関係機関との連携において対象者別のセミナーを開催するなど就労支援事業を実施しており、今年度においては、若年者対策を強化し、若者自立塾の相談員による個別相談会（ハローワーク河内長野管内において広域実施）に加え、キャリアカウンセラーによる相談会を実施、また障がい者を対象としたセミナーの開催にあたっては、河内長野市作業所連絡協議会等と連携のもと、本人及び支援者の声が直接聞ける参加型のセミナーを実施、その他府との連携により高齢者雇用促進フェアを開催するなど、今後においても各機関とさらに連携を強化し、取り組んでまいります。  
(環境経済部)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働基準法など新たに施行された法令等については、大阪労働局との連携のもと市のHPに情報を掲載し、ポスター・リーフレット等は窓口だけではなく市民交流センターにも情報コーナーを設置し周知を図っているところです。

また、大阪府総合労働事務所と連携し企業の労務管理担当者向けにセミナーを開催するなど、周知・指導に努めているところです。(環境経済部)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

労働法等の遵守は、業者にとって当然の義務であります。ご要望の労働法遵守についてさらに徹底させるために、次年度以降の総合評価入札の契約書等において、賃金保障を含めた労働法等遵守の事項を明記するとともに、総合評価入札の対象とする新たな施設等を検討してまいります。また次年度より、総合評価入札制度の拡充の一環として、従前の市庁舎総合評価入札に加え、市民交流センターにも本入札制度の導入を予定しております。

次に、リビングウェイジの保障ならびに公契約条例の制定については、他市の状況を参考に判断してまいりたいと考えております。(総務部)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

市のHPに情報を掲載し、ポスター・リーフレット等は窓口だけではなく市民交流センターにも情報コーナーを設置し周知を図っているところです。

ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについては、労働基準法改正の周知やメンタルヘルスの面とも併せて取り組むことと考え、大阪府総合労働事務所との連携のもと、企業労務管理担当者向けのセミナーを開催する等、現在取り組んでいるところです。

また、育児・介護休業法における育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう周知を図る等、今後とも関係各機関と連携してワーク・ライフ・バランス社会の実現に向け取り組んでまいります。  
(環境経済部)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

#### (回答)

平成21年11月にマイドーム大阪で開催された「第31回事業化交流マッチング総合展2009」では、本市の地場産業の一つであり国産のつまようじ製造会社である株式会社広栄社が、産学連携商品として三角ようじや歯間ようじを出展され、新規販売先の拡大や連携先・提携先の発掘、異業種情報収集、人脈拡大など、ビジネスチャンスを拡大する良い機会となりました。

本市単独でそのような事業を行うことは困難ですが、標記総合展を主催した大阪府異業種グループ交流促進協議会などからの情報を地域の中小・地場産業に都度提供し、互いに情報交換を行い、産業の活性化に取り組んでまいります。  
(環境経済部)

### (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

#### (回答)

企業誘致施策については、地場中小企業との連携や新たな雇用創出など、有効な施策であることは間違いありません。

しかしながら、人口減少に向かい始めた本市の実情を踏まえますと、企業誘致施策については、補助金や低金利融資などの具体的施策を講じる前に、まず誘致場所の確保・諸条件の整備などの検討が必要であると認識しております。  
(環境経済部)

### (3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

地場企業への優先発注につきましては、本市においても従前より物品購入時などにおいて施策を講じてまいりました。

このようななかさらに地場企業への優先発注が伸びるよう、平成17年から小規模修繕工事についても、本市が発注する軽易かつ容易な修繕を市内小規模事業者に優先的に受注できるようにいたしました。このように今後も市内経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

(環境経済部)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の遵守、また下請ガイドライン等の周知徹底を図ることにより、下請事業者と親事業者との間でより適正な取引が行われるものですので、窓口でのリーフレットの設置や各種相談業務においてさらなる周知徹底を図ってまいります。

(環境経済部)

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

「河内長野市第3次行財政改革大綱」は、本市がめざすまちの姿である「第4次総合計画」を円滑に推進し、将来に希望をもてるまちを実現するため取り組みを進めるものです。

この行財政改革大綱は、

協働型行政への転換～協働のまちづくりに向けて～

行政運営の改革～市民満足度の高いサービスの提供～

健全な財政運営の確立～安定した財政基盤の確保～

を理念として策定し、具体的な実施計画としては、及び についての具体的な取り組みをまとめたものとして「第3次行財政改革実施計画」、 についての具体的な取り組みをまとめたものとして「第2次財政健全化プログラム」を策定しております。

「第3次行財政改革実施計画」及び「第2次財政健全化プログラム」については、全庁的な取り組みのもとで着実に改革を推進するため、毎年度取り組み施策などを取りまとめたうえで「第3次行財政改革実行計画」として策定し、進行管理を行うとともに、市ホームページにおいて公開

し、行財政改革を進めております。

(総務部)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市の「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」において、自律性の高いまちづくりの実現のためには、市民と行政の協働を促進する必要があるとし、そのために必要な施策を展開することとしております。

これまでも協働にふさわしい事業の洗い出しを実施するとともに、協働マニュアルを策定・周知するなど、指針に基づく協働を促進するための取り組みを行ってきました。

現在、市民からの協働事業の提案を可能とする制度についての検討を行っており、今後さらなる協働事業の促進に努めてまいります。

(総務部)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

(回答)

大阪府では現在、特例市並みの権限移譲に向けた取り組みが行われており、各市町村は平成22年度から24年度の3年間でどのように移譲を受けるかについて定める「権限移譲実施計画(案)」を取りまとめるための作業を行っています。計画の取りまとめにあたっては、本市の地域特性を踏まえたうえで、移譲を受ける権限を検討することはもちろん、財政的・人的支援についても本市の特性に応じた措置が行われるよう府と協議を行います。

また、直接市民生活に関係する権限の移譲を受けるに際しては、権限移譲によって市民が行政サービスを利用する際にどのような変化が生じるかについても明確にし、周知を図っていきたいと考えております。

(市長公室)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

権限移譲の取り組みを進めていくうえでは、今回府が進める3ヶ年計画の期間や府から提示された事務にとらわれず、市民にとって身近な自治体である市町村がどのような権限を担うのがふさわしいかという観点から府と市町村の適正な役割分担を検討し、行政運営の効率化及び市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。(市長公室)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

全国市長会を通じて、国と地方の役割分担の明確化を求めるとともに、地方税財源の充実確保に向けて「国税対地方税の割合について、まずは1対1の実現を目指し、消費税から地方消費税、所得税から個人住民税への、さらなる税源移譲を実施することや、また、将来的には4:6となるように国税から地方税への大幅な税源移譲を行うべきである」との提言を行っております。

(総務部)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価システムについては、市民への結果公表をはじめとして業務分析に活用するなど、より有効な活用に資するよう努めております。

今後についても、市民により分かりやすいシステムとしてその活用を進めるとともに、外部評価の仕組みについては、本市の状況を勘案しつつ近隣他市の状況を注視し、必要により検討いたします。

(総務部)

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止

施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

大阪府では二次医療圏ごとに救急医療体制が整備されており、南河内医療圏では21の医療機関が救急告知病院となっています。

しかし、全体として、医療機関の診療科目が減少傾向にあることや、患者側の専門医志向の高まり等により、疾患によっては搬送先の選定が困難な状況もあります。このような状況を改善するため、二次救急医療体制の強化や救急医療に従事される人への支援について、府ならびに二次医療圏内の市町村と連携して進めてまいります。(保健福祉部)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

平成21年度から認知症介護に係る実践者研修・リーダー研修を大阪府下の市町村で共同実施し、地域密着型サービス事業者に対して研修の案内や受講者の取りまとめ等を行っておりますが、今後とも介護従事者の質の向上や人材育成を図るべく支援に努めたいと考えております。

(保健福祉部)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

法に基づく自立支援給付(介護給付・訓練等給付)と地域生活支援事業の充実について、今後も国・府に対して要望してまいります。本市としても、多様な利用者のニーズに対応できるよう相談支援事業所の拡充などに取り組んでまいります。

なお、この間、国を巡る大きな変化もあったことから、利用者負担の軽減や法廃止の動向を十分に見極め、適切に対応してまいります。(保健福祉部)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図ると

もに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

労働者や事業主など職域で活用できる制度として「地域産業保健センター」があります。これは厚生労働省が医師会の協力で設立した公的機関であり、無料で利用できます。日本医師会認定産業医である地元の先生が、メンタルヘルスをはじめとする健康管理や生活習慣病の予防などの相談に応じています。

また富田林保健所においても、商工会と連携し職場でのメンタルヘルス対策に取り組んできました。

今後は、保健所や地域産業保健センターと連携し、メンタルヘルスについての啓発や個別支援を充実させていきたいと考えております。(保健福祉部)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

虐待リスクは高くないが、孤立や育児不安を強く感じ、周囲から見て「気になる子育て家庭」が急速に増加しています。

大阪府は平成21年度の新規事業として「気になる子育て家庭」支援策研究・交流事業～大阪シェア・スタートプログラム～を行い、支援のあり方の研究とその成果が地域の子育て支援拠点や住民活動などで共有され一層の洗練が図れるよう、関係者の交流の場を設置しています。本市は、当初よりワーキンググループのメンバーとして参加し、「子育て家庭ほっと支援事業」(家庭訪問事業)をモデル事業として取り上げ勉強会に参加、研究・調査を行い、支援施策の充実に取り組んでいるところです。(保健福祉部)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校校門の安全管理員の配置については平成17年度より実施しておりますが、平成22年度については継続して実施していきたいと考えております。

府の交付金制度が廃止となります平成23年度以降につきましても、学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないような対策を検討し、対処してまいりたいと考えております。

(教育部)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

学級規模は子どもの教育にとって重要な教育条件であり、国や府レベルで定数改善を行うべきであり、地教委の財政力によって義務教育に格差をもたらすような取り組みはできないと考えております。ご承知のとおり、府はこれまでも学校生活の基礎を築く重要な時期である小学校1・2年生においては、学級編制基準を段階的に引き下げ、平成19年度から府内すべての小学校1・2年生で35人学級を基準とした少人数学級編制を実施しているところであり、今後とも少人数学級編制を継続していくと聞いています。市教委としても、府へは小学校3年生以上への35人学級の拡充は要望しているところです。

(都市人担会等)

本市では、小学校段階より学校の教育活動全体を通して組織的かつ系統的なキャリア教育を推進しており、ここ数年、私立中学校になじめず公立中学校に戻ってくるケースが頻発していることから、小学校での進路指導の重点化を図る必要があると考えます。また、小学校では将来の自分の生き方を考える機会を設定するなど、義務教育の各段階に応じていわゆる進路指導の充実に努めております。中学校では、市内全中学校2年生において2～3日間をかけて職場体験学習を実施し、勤労の喜びや苦労を実際に味わう活動を展開しており、労働関係法令を中学校3年生の社会科公民分野において学習しております。

(教育部)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本市では、経済的な理由のために高等学校・高等専門学校への就・修学が困難な市内在住生徒を対象にした奨学金制度があり、年額3万6千円を給付しております。給付の条件としましては住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯となっており、毎年約120名分の予算を計上しております。奨学金給付については、教育の機会均等を図る見地からも必要な施策であると考えます。

一方、市の奨学金制度以外にも、教育の機会均等を保障する手段としての様々な国・府等の奨学金制度があり、教育委員会では保護者に対して、できるだけ機会を捉えて紹介する等対応して

おります（高校合同説明会の実施・進路選択支援相談窓口の設置）。

就学援助制度については、要保護世帯は生活保護における教育扶助等の対象外である修学旅行費や医療費について援助を行い、さらに、準要保護世帯については要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯であることから、学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・通学費・学校給食費・医療費について、要保護世帯への国の補助限度額算定の基礎となる児童生徒の一人あたりの額を目安に給与額を算定し援助を行っているところと

ころです。  
今後も、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する援助を実施していきたいと考えております。（教育部）

(5)（児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化）

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

（回答）

平成18年度より河内長野市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関で代表者会議・実務者会議・ケース会議を実施し、虐待通報対応や要保護児童の経過観察・見守りを行っております。また、関係者を対象にした研修を実施し、要保護児童問題にも取り組んでいるところです。（保健福祉部）

(6)（配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発）

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

（回答）

本市におきましては、平成20年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでおります。その一つとして専門のカウンセラーへの委託による女性のための相談事業を実施し、さらに、関係機関と連携して家族間の暴力を防止する環境づくりを図るため、「河内長野市DV被害者等支援連絡会議」を設置し、会議・研修等を行っております。

また、市民向けの講座やパネル展示などで配偶者からの暴力を防止するための周知及び啓発活動に努めております。

今後とも、計画に基づき様々な施策に取り組んでまいります。（市民文化部）

## (7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

## (回答)

本市におきましては、男女共同参画社会の実現をめざし平成4年に「河内長野市女性問題行動計画(かわちながの女性プラン)」を策定して以来、2期にわたってこの計画に基づき施策を推進してまいりました。

平成18年1月には「河内長野市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例の規定により平成20年3月に、「河内長野市男女共同参画計画(第3期)」を策定し、現在、その計画に基づき講演会・講座・女性相談等様々な施策に取り組んでいるところです。

また、年1回、関係各課からの実績報告により計画が適切に実施されているかを把握しており、今後とも計画推進に努めてまいりたいと考えます。(市民文化部)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

## (1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

## 【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

## (回答)

一事業者として本市は、温室効果ガス排出量を平成19年度に比べ20年度は約4%削減しました。さらに、平成25年度までに17年度比37%以上の削減を目標とする実行計画の見直しも行いました。

また、政府のバイオマスニッポンの政策を受け、自然豊かな本市の特色を活かした「河内長野市バイオマスタウン構想」を現在策定中であり、市民・事業者・市がそれぞれの立場でバイオマスの利活用を検討しております。(環境経済部)

## (2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

## (回答)

本市のリサイクル率は平成20年度24.8%となっていますが、今後も「ごみ処理基本計画」や「第5期分別収集計画」に基づき、「3R」の取り組みやごみ減量化・分別収集の徹底などを推進い

たします。また、大阪府との連携に関しても積極的に取り組んでまいります。（環境経済部）

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

現在、本市「地域防災計画」に定める備蓄目標数のアルファー化米・乾パン・飲料水・粉ミルク等の備蓄を行っています。特に食料品については賞味期限等も考慮しながら管理に努めております。

本市では、平成14年度から毎年中学校持ち回りで地域住民参加型の防災訓練を実施しているなかで、平成19年から避難訓練を取り入れております。また、自主防災組織あるいは各自治会におかれても避難訓練を取り入れられており、今年度は5団体で実施されました。市としては、今後ともこのような団体独自の訓練についても側面から支援し、市民の防災に関する啓発に努めてまいりたいと考えております。

避難所につきましては41ヶ所を指定しており、本年10月の台風18号の対応に際しては、9ヶ所の避難所を開設しました。

市民の安全かつ迅速な避難を確保するために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や避難された被災者に安心の場を提供するために「避難所運営マニュアル」の作成に取り組んでおり、避難誘導看板等のさらなる設置等充実にも努める考えです。

土石流対応としての危険渓流を示す看板設置も年次計画的に推進していますが、土石流対策等の推進につきましては、国ならびに大阪府に対して今後も強く要望してまいります。また河川改修につきましても、河川台帳の整備等を行い、計画的な改修に努めてまいります。

(危機管理室・教育部・都市建設部)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校施設については、学校生活時間帯での児童・生徒の安全確保はもちろん、災害発生時には市民の避難所となる施設としても使用され、早急な耐震化が必要なことを十分に認識しているところであり、体育館については平成20年度末で耐震化を完了済みです。平成21年度には校舎の耐震化を実施しており、今後も日常児童生徒が使用していることに十分配慮し、学校運営に支障をきたさないことはもちろん、より一層効果的・効率的な計画を策定し、耐震化事業に取り組んでまいります。

また、住宅の耐震診断・耐震改修補助制度について、昨年度（平成20年度）は、市の広報やイベントを中心に周知を図ってまいりましたが、耐震診断申請件数30件・耐震改修申請件数6件にとどまりました。そこで今年度（平成21年度）は自主防災組織・建築協定をもっている地域を中心に、地域の集会所等で耐震化啓発説明会・個別相談会及び耐震診断受付会等を実施いたしました。その結果、現段階（平成21年12月末時点）で耐震診断申請件数120件・耐震改修申請件数25件と大幅に増加しました。平成22年度以降においても、自治会単位での説明会・個別相談・耐震診断受付会等を積極的に行い、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修補助制度の周知を行うとともに耐震化の向上に努めたいと考えております。（危機管理室・教育部・都市建設部）

#### (4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

#### (回答)

「安全・安心な生活」を確保するには、警察による取り締まりやパトロールなどはもちろんのこと、防犯協議会や自治会等を中心とした自主防犯活動、市民一人ひとりの自己防犯、防犯灯の設置などの環境改善等があいまって、効果が発揮されるものと考えております。

市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、自主防犯組織の形成、その活動の支援や、地域における自主防犯活動の促進が必要になることから、警察・防犯協議会などと連携して地域の防犯意識を高めながら、防犯パトロール、一戸一灯運動の実施、防犯看板の作成など、地域住民・自治会・自主防犯団体による自主的な防犯活動の推進・支援について積極的に取り組んでおり、今後も推進してまいります。

また、本市では、すでに登下校時の子どもたちの安全確保のために全小学校で「子ども見守り隊」が組織され、児童の登下校の安全確保に尽力していただいております。さらに、大阪府から派遣されている「スクールガード・リーダー」2名も計画的に各小学校区をまわり、子ども見守り隊と緊密に連携しながら子どもたちの登下校の安全確保に努めており、市教育委員会では、下校の時間帯に「青パト」を巡回させております。（総務部・教育部）

#### (5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、

公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

バリアフリー化につきましては、旧交通バリアフリー法に基づき、平成13年度に「河内長野市移動円滑化基本構想」を策定し重点的に整備する地区を定め、公共交通者・道路管理者・交通管理者が連携し、平成22年度を目標に高齢者・身体障害者が利用しやすい交通施設の整備を進めております。

また、新バリアフリー法を踏まえた千代田駅及び美加の台駅周辺の基本構想を策定すべく現在取り組んでいるところです。いずれにいたしましてもこれらの基本構想を踏まえ、重点整備地区をはじめ道路の新設改良整備や公共施設の建設改良時にバリアフリー化された空間整備を図ってまいりたいと考えております。

本市の道路整備状況につきましては、国道371号バイパス整備、また、国道310号の歩道整備等に大阪府にて取り組んでいただいております。今後も府と連携をとりながら、幹線道路や身近な生活道路の整備に取り組み、歩行者及び通行車両の安全対策に努めてまいります。

公共交通に関しましては、現在本市におきまして、昨年度に策定しました「河内長野市公共交通のあり方」に基づく3ヶ年の実施計画である「河内長野市地域公共交通総合連携計画」を策定したところであり、本計画に基づき公共交通利用促進などの取り組みを展開していく予定です。本計画の大きな目的は、市民・公共交通事業者・行政などの関係者において公共交通を守り育てる体制づくりもしっかりと行うことにより、将来も持続・発展できる公共交通を確保してまいりたいと考えております。

(都市建設部)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

今までの人権侵害に加えて、近年、インターネットの普及等により新たな人権侵害が発生しております。これら様々な問題を解決するためには、人権侵害を救済するための法律の制定が必要であると考えております。この法律の成立のために、大阪府・市長会・町村長会の三者で連携を図り、国に働きかけてまいります。

また、人権啓発活動につきましても大阪府及び府内市町村とも連携して一層の強化に努めてまいります。

(市民文化部)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充

実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では市人権協会に、戦争の悲惨さと平和の大切さを市民に呼びかけ核兵器廃絶と恒久平和実現に向けた平和啓発推進を目的とした事業を、毎年委託しております。この事業の重要性は認識しておりますので、今後も事業継続をするとともに、一層の充実を図ります。(市民文化部)